条

医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十三号

医療法施行条例の一部を改正する条例

法施行条例 平 成二十四 年埼 玉県条例 第四 \mathcal{O} _ 部 を 次 \mathcal{O} よう に 改 正

する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

項及 五十二条第六項及び第五十三条の二第 定により 三条」 \mathcal{O} 規定に 第五条第二号 び 第五 に改 十三条」 め、 ŋ み替えて適用 読 4 中 同条を第 が替えて 第五 を「第五十二条の二第 適用 四条とする。 する第五十三条」 十二条第五 する 第 五. 項 十二条第 及 項 び に改め、 \mathcal{O} 第 _ 項 五. 規定により 十三条」 \mathcal{O} 五. 規定に 項 及び 同条第三号 第 五 読 ょ み替えて適用 り 第五 読 $\overset{+}{\equiv}$ み 中 替え 条 十二条 「第五 \mathcal{O} 二第 て 適用 十二条第六 \mathcal{O} する第五 でする第 項 \mathcal{O}

条とする。 第六条第 号 中 「第十五条の二」を「第十 五条の三第二項」 に 改 \emptyset 同 条を第五

 \mathcal{O} 規定によ 第七条第 み替えて適 ŋ 読 号 み替え 用 及 する第五十四 び 第二号 て適用 中 す 第五 る第五 条 に、 十四条」を 十五条」 「第五十五条」 に改め、 第 五十 同 を 兀 第五 条を第六条 条 の 二 十 五 第 とす 条 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 定 項 ょ

 \mathcal{O} 12 次 \mathcal{O} 中 第 を 六条第二号」 加 え る を 「第五条第二号」 に改 め、 同 条を第 七 条と 同

既 存 \mathcal{O} 療養病 床 \mathcal{O} 病 床数 なす 介護老 人保 健 施 設 等 \mathcal{O} 入 所 定員数

八条 (平成二十 床数とみ 規則等の 規定 域包 な 九 \mathcal{O} 年法律第一 部を 例 す 括 介 に ケ 改正 護老 ア ょ り シ 算定す する 人保健施 ステ 五十二号) 等 A Ź \mathcal{O} \mathcal{O} 省令 設 強 ŧ 及 化 \mathcal{O} 附 とす び介 則第二十 \mathcal{O} 平 ため -成三十 護 医 \mathcal{O} 療 介 年厚 院 条 護保 \mathcal{O} \mathcal{O} 生労働 険法 入 規 定 所 定 に 等 省 員 ょ \mathcal{O} 令 数 り 第三十号) 既 部 は 存 を改正す 介護保険法 \mathcal{O} 療養 床 兀 施 \mathcal{O}

附則

この条例は、公布の日から施行する。